端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。

算式の符号

［略］

B　次の算式によつて算定した市町村ごとの乗率（算定の過程及び当該乗率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この条において同じ。）

算式

$$\sqrt{(a\,/\,b)} \times \frac{1.0217}{\sqrt{(a\,/\,b)}}$$

（aをbで除して得た数値がbが0であるときは0とする。）

［略］

（利子割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の二　利子割交付金の基準額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

地方税法施行令第九条の十五の規定により前年度の八月、十二月及び三月に交付された利子割交付金の額の合算額に一・七六三を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額

［二・三　略］

（配当割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の三　配当割交付金の基準額は、地方税法施行令第九条の十九の規定により前年度の八月、十二月及び三月に交付された配当割交付金の額の合算額に〇・七二六を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（株式等譲渡所得割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の四　株式等譲渡所得割交付金の基準額は、地方税法施行令第九条の二十三の規定により前年度の三月に交付された株式等譲渡所得割交付金の額の合算額に〇・九〇二を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（法人事業税交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の四の二　法人事業税交付金の基準額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

$\{ (A \times \alpha \times 1/3 \times B/C) + (A \times \alpha \times 2/3 \times D/E) \} \times 0.75$

A×α、A×α×1／3×B／C及びA×α×2／3×D／Eに小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

B　平成30年度から令和2年度までの地方財政状況調査による当該市町村の市町村民税の法人税割収入済額（「地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）」の「市町村の徴収

端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。

算式の符号

［同左］

B　次の算式によつて算定した市町村ごとの乗率（算定の過程及び当該乗率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この条において同じ。）

算式

$$\sqrt{(a\,/\,b)} \times \frac{1.0521}{\sqrt{(a\,/\,b)}}$$

（aをbで除して得た数値がbが0であるときは0とする。）

［同左］

（利子割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の二　利子割交付金の基準額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

地方税法施行令第九条の十五の規定により前年度の八月、十二月及び三月に交付された利子割交付金の額の合算額に一・五九一を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額

［二・三　同上］

（配当割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の三　配当割交付金の基準額は、地方税法施行令第九条の十九の規定により前年度の八月、十二月及び三月に交付された配当割交付金の額の合算額に一・〇二六を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（株式等譲渡所得割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の四　株式等譲渡所得割交付金の基準額は、地方税法施行令第九条の二十三の規定により前年度の三月に交付された株式等譲渡所得割交付金の額の合算額に〇・九五二を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（法人事業税交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の四の二　法人事業税交付金の基準額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

$\{ (A \times \alpha \times 2/3 \times B/C) + (A \times \alpha \times 1/3 \times D/E) \} \times 0.75$

A×α、A×α×2／3×B／C及びA×α×1／3×D／Eに小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

B　平成29年度から令和元年度までの地方財政状況調査による当該市町村の市町村民税の法人税割収入済額（「地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）」の「市町村の徴収